

計画書評価基準（令和7年度制度改定後）

(ア) 削減目標の設定状況

評価	A+	A	B	C
業務部門	33.1%以上	22.1%以上	0%以上	0%未満
産業部門	20.0%以上	13.4%以上	0%以上	0%未満
エネルギー 転換部門	8.8%以上	5.9%以上	0%以上	0%未満
運輸部門	12.7%以上	8.5%以上	0%以上	0%未満

※基準年度(計画期間の初年度の前年度)に対する目標年度(計画期間の最終年度)における削減率

(イ) 基本対策の実施状況及び計画

評価	A	C	備考
全事業者	実施状況が全て実施済 又は計画期間内に実施 予定有	Aを未達成	非該当項目は除く

(ウ) 重点対策の実施状況及び計画

評価		A+	A	B	C
第1号及び第2号 該当事業者	実施状況が実施済、 一部実施済又は計画 期間内に実施予定有 となる項目数	5項目以上	4項目	3項目	Bの基準 未満
第3号 該当事業者		4項目以上	3項目	2項目	Bの基準 未満

【参考】事業者区分及び業務部門

部門		判断基準
第1号及び 第2号 該当事業者	業務部門	産業部門、エネルギー転換部門に該当しない事業者
	産業部門	市内における主たる業種が、統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）に定める大分類A（農業、林業）からE（製造業）までに該当する事業者（ただし、エネルギー転換部門に該当する事業者は除く）
	エネルギー 転換部門	エネルギー源（原油、LNG等）をより使いやすい形態（ガソリン、都市ガス、電気等）に転換する工程であり、発電、石油精製、コークス類製造、都市ガスの自家消費などに分類される電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者
第3号 該当事業者	運輸部門	事業者が事業に使用する自動車のうち、使用の本拠が市内にあるものの台数が100台以上となる事業者